

## 「企業社会性」の審査項目①&②の概要

### 1. 事業継続性

ヘルスケア表示寝具製品を製造又は企画販売する事業者として、メンテナンスフォロー含めた事業継続性は必須の認定要素になる。

その判断は企業収益評価として財務諸表の審査は、非上場企業においては提出困難な面もあるので、審査判断の主たるものを下述する。

- ・ 一般社団法人日本寝具寝装品協会の個別法人正会員であることを基本とします。
- ・ 会社経歴書、会社案内記載の業歴、売上規模、事業内容等を審査します。
- ・ CSR（企業の社会的責任）では、各種法律におけるコンプライアンス面で行政指導、処分を受けることなく事業展開を誠実に進めている自己宣言記述が必要です。
- ・ 審査対象製品の紹介又は訴求広告用のカタログ、パンフレット等は必須の判断材料となりますので、添付資料として提出ください。
- ・ BCP（事業継続計画）等が危機管理意識に基づいて、不時不測の障害が発生しても事業が中断なく続けられる対応準備シートも判断材料となります。

#### 【用語解説】

##### ■業歴 規模

企業の事業経歴、資本金、売上規模、役員、従業員数、事業内容等を記載されている会社経歴書や会社案内、また上場企業においては財務諸表等も判断資料とする。

##### ■CSR 企業の社会的責任 corporate social responsibility

企業がよくたとえにされる近江商人の売手良し、買手良し、世間良しの三方良しの精神で、社会ニーズをとらえ、市場創造して、競争力と持続性を発揮活性化して、その企業価値を高めつつ、構成する社会づくりをも目指す取り組みのことである。その為には様々な下述する法令を遵守することは基本であり、行政指導、行政処分を受けることなく事業活動を実施していることが必要である。

##### \*労働基準法（厚生労働省）

本法は、国内で事業活動に従事する労働者に適用され、労働条件に関する最低基準を定めた法律であり、労働契約関係について規程する最も基本的な法律である。

労使間で労働基準法を下回る合意がされても、法律上無効であり本法に定める基準が適用される。

本法の主な内容は、労働条件の明示 解雇の予告 賃金支払い 労働時間 休憩 休日 時間外労働 有給休暇 就業規則等である。

## \*下請法（公正取引委員会）

下請け代金支払い遅延等防止法の略称であり、親事業者による下請け事業者に対する優越的地位の乱用行為を取り締まるために制定された法律である

例えば、下請事業者に責任がないのに、親事業者が発注後に下請代金額を減じることは禁じられている。たとえ当事者間で協賛金、値引き、歩引き等の名目で発注後に一定金額を下請代金から差引く合意の場合があっても下請法違反になる。

親事業者の社内検査などの事務手続きの遅れや、下請事業者から請求書が提出されないことを理由に下請代金の支払いを遅らせることも認められない。

親事業者が下請法に違反した場合には、公正取引委員会から企業名、違反事実の概要等が公表され、違反行為を取り止めるように勧告される。その内容は、違反行為の取り止めにとどまらず、下請事業者の被った不利益を原状回復すること、再発防止策を講じる事などである。

## \*個人情報保護法（政府広報ガイドライン）

2005年制定され、2017年には改正個人情報保護法が全面施行された。

改正法により、適用対象が拡大され、個人情報の数にかかわらず「個人情報をデータベース化して事業に利用している事業者」すべてが法律の適用対象となった。

名前や性別、生年月日、住所、指紋データ、マイナンバーなどは個人のプライバシーにかかわる大切な個人情報である。一方、個人情報を活用することで、行政や医療、ビジネス等の分野で業務の効率化やサービス向上をはかることができる。

そこで、個人情報の保護を図るとともに適切な活用ができるよう、正式名称「個人情報の保護に関する法律」は施行改正されている。

「匿名加工情報」という個人情報を活用する為の仕組みで、特定の個人を識別できないように加工したデータについては、一定のルールのもとで活用できるようにしたものである。例えば、カーナビゲーションシステム等を通じて情報通信ネットワークに繋がるものが多数ある。そうした自動車が走行している位置情報とワイパーの稼働に関するデータを集積して、運転者が誰であるかは判らないように加工し分析することで、ゲリラ豪雨などの局地的な天候の変化をリアルタイムで把握することが可能になり、私達の生活がもっと便利になることが期待できる。

### ・プライバシーポリシー

情報収集事業者が個人情報やプライバシー情報の取扱い方針を利用者に対して宣言したものである。

個人情報の取得の仕方、どのような目的用途に利用するか、その管理方法や管理組織等を明文化したものである。

■繊維製品を製造・販売する時に遵守すべき代表的な法律等を簡単に解説する。

\* 家庭用品品質表示法（消費者庁）

「一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように事業者適切な表示を要請し、一般消費者保護を図ること」を目的とした法律である。製品ごとに下記の4種類に分類されている。

※最新の法律、法令については都度確認のこと。

(1) 繊維製品品質表示規程

繊維の組成、家庭洗濯等取扱い方法、はっ水性、表示者名及び連絡先について規定している。（参照：P95 繊維製品表示対象一覧表）

(2) 合成樹脂加工品品質表示規程

関連商品としては、ポリエチレンフィルム製またはポリプロピレンフィルム製の袋についての表示について規定している。

(3) 電気機械器具品質表示規程

関連商品としては、電気毛布の品質表示について規定している。

(4) 雑貨工業品品質表示規程

関連商品としては、ウレタンフォームマットレス、スプリングマットレスの品質表示はこちらで規定している。

\* 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（厚生労働省）

(1) 「有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康を保護すること」を目的とした法律である。

現在までに20物質が規制されている。（別項参照：有害物質一覧表）

代表的なものでホルムアルデヒドがある。粘膜を刺激するため、目がちかちかしたり、皮膚障害を起こすこともあり、下記の規制値が設けられている。

①乳幼児用品（生後24ヶ月以内） 吸光度差(A-A0)=0.05以下

②一般品（下着・寝衣・靴下など） 75ppm以下

③中衣類 300ppm以下（経産省、行政指導）

④上衣類 1000ppm以下（経産省、行政指導）

\*一般寝具類は、300ppm以下を基準としている。

(2) 平成28年4月1日より規制物質が追加された。

化学変化により容易に24種類の芳香族アミン(特定芳香族アミン)を生成するアゾ化合物についての規制が制定される。下記の家庭用品中、アゾ化合物の特定芳香族アミンとしての含有量が30 $\mu$ g以下であること。

- ① アゾ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品
- ② アゾ化合物を含有する染料が使用されている革製品(毛皮製品を含む)のうち、下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物

・ 下表の有害物質一覧表に未掲載のその他の物質は、規制値が現在設定されていない。

【有害物質一覧表】

有害物質	用途	主な健康被害	規制日
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	粘膜刺激 皮膚アレルギー	昭和 50 年 10 月 1 日
ディルドリン	防虫加工剤	肝臓障害 中枢神経障害	昭和 53 年 10 月 1 日
D T T B(注 1)	防虫加工剤	経皮・経口急性毒性 肝臓・生殖器障害	昭和 57 年 4 月 1 日
有機水銀化合物	防菌・防カビ剤	中枢神経障害 皮膚障害	昭和 50 年 1 月 1 日
トリフェニル錫化合物	防菌・防カビ剤	経皮・経口急性毒性 皮膚・生殖機能障害	昭和 54 年 1 月 1 日
トリブチル錫化合物	防菌・防カビ剤	経皮・経口急性毒性 皮膚・生殖機能障害	昭和 55 年 1 月 1 日
A P O(注 2)	防炎加工剤	造血機能障害	昭和 53 年 1 月 1 日
T D B P P(注 3)	防炎加工剤	発がん性	昭和 53 年 11 月 1 日
B D B P P(注 4)	防炎加工剤	発がん性	昭和 56 年 9 月 1 日
塩化ビニール	噴射剤	発がん性	昭和 49 年 10 月 1 日
メタノール	溶剤	視神経障害	昭和 57 年 4 月 1 日
テトラクロロエチレン	溶剤	中枢神経障害	昭和 58 年 10 月 1 日
トリクロロエチレン	溶剤	中枢神経障害 肝臓障害	昭和 58 年 10 月 1 日
塩化水素	洗浄剤	皮膚・粘膜障害	昭和 49 年 10 月 1 日
硫酸	洗浄剤	皮膚・粘膜障害	昭和 49 年 10 月 1 日
水酸化ナトリウム	洗浄剤	皮膚・粘膜障害	昭和 55 年 4 月 1 日
水酸化カリウム	洗浄剤	皮膚・粘膜障害	昭和 55 年 4 月 1 日
ジベンゾ[a,h]アントラセン	木材防腐 防虫剤	発がん性	平成 16 年 6 月 15 日
ベンゾ[a]アントラセン	木材防腐 防虫剤	発がん性	平成 16 年 6 月 15 日

ベンゾ[a]ピレン	木材防腐 防虫剤	発がん性	平成 16 年 6 月 15 日
-----------	-------------	------	------------------

(注1) 4,6-ジクロール-7-(2,4,5-トリクロルフエノキシ)-2-トリフルオルメチル  
ベンズイミダゾール

(注2) トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド

(注3) トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイド

(注4) ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイド化合物

#### \* 不当景品類及び不当表示防止法（消費者庁）

「不当な表示や過大な景品類の提供を制限または禁止し、公正な競争を確保することで、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守るため」の法律である。

##### ○不当な表示の禁止

「一般消費者に誤認されることで不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害する恐れがあると認められる表示」を禁止している。

- ・ 優良誤認・・・商品の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対して、実際のものより著しく優良であると誤認される表示や、事実と相違して競争関係にある他の事業者に係わるものよりも著しく優良であると誤認される表示。
- ・ 有利誤認・・・価格やその他の取引条件（数量・景品類・アフターサービス・保証期間など）について、一般消費者に対して、実際のものより、又は、競争他社のもものより、著しく有利であると誤認される表示

\* 不当な二重価格表示：比較対象価格として、実際の市価よりも高い価格が市価として用いられた場合や、実際の自店通常価格よりも高い価格が自店通常価格として用いられた場合など。

- ・ その他の不当表示・・・商品等の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるとして公正取引委員会が指定する表示で、「商品の原産国に関する表示」や「おとり広告に関する表示」など6項目が指定されている。

\* 原産国：商品の内容について実質的な変化をもたらす行為（実質的変更行為）を行なった国であると定義されている。

#### \* 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（厚生労働省）

（平成26年11月25日から改正薬事法により名前が変更された。）

医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用器具の製造販売の承認および表示・広告の規制をする法律。「〇〇が治ります。」などの表記には注意が必要となる。

#### \* 製造物責任法「PL法」（内閣府）

製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係わる被害が生じた場合、その製品の製造業者、輸入業者またはその関連事業者に対して損害賠償を求めることができる被害者保護の法律。

＊ **消費生活用製品安全法（経済産業省 法律第 104 号）**

「消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造、輸入及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保のため民間事業者の自主的な活動を推進し、もって一般消費者の利益を確保すること」を目的とした法律。

死亡・重傷・火災などの重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者には、国に事故報告を義務づけられており、国は情報を的確に掌握し対応（場合によっては、公表や回収命令など）を行うことになっている。

＊ **特定商取引法「訪問販売」（消費者庁 法律第 57 号）**

販売業者が営業所以外の場所において、契約の当事者となる消費者から、政令で指定された商品、権利、サービスの契約の申し込みを受け、あるいは契約を締結して行なう取引に関する法律で、主な規定は概略下記の通りとなっている。

- ・ 事業者には申込書面、契約書面の交付の義務。
- ・ 販売員の不実告知、威迫、事実の不告知等の禁止。
- ・ 販売目的を隠し、公衆の出入りしない場所に誘い込んでの勧誘の禁止。
- ・ 購入者はクーリング・オフ(8日間)による無条件での解約が出来る。

＊クーリング・オフ制度：訪問販売で契約（申し込み）をした場合、契約（申し込み）のための書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、無条件で契約の解除（申し込みの撤回）が出来るという消費者保護の制度。

＊ **割賦販売法（消費者庁 法律第 159 号）**

割賦販売等（月賦・クレジット等）のいわゆる消費者信用に関する取引秩序の維持、消費者の保護を目的とした法律。高額商品でも購入しやすく、支払いの計画性や合理化などのメリットがある反面、支払いの長期化や金利負担の増加、使い過ぎによる多重債務の発生などの問題も起こっており、そのため消費者保護の強化を目的とした「改正割賦販売法」が平成21年12月に施行された。

＊ **廃棄物処理法（環境省 法律第 137 号）**

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。産業廃棄物と一般廃棄物に分類され、処理方法などに違いがある。

- ・ 産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類と輸入された廃棄物のことを言い、処理責任は排出事業者になる。

- ・ 一般廃棄物は、家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」と事業者が排出する産業廃棄物以外の「事業系一般廃棄物」に分けられ、市町村に処理責任がある。事業系一般廃棄物は、処理方法や規制などの法律上の取扱いは家庭ゴミと同じだが、一部の自治体などでは、条例やマニフェスト制度、リサイクルに関する報告義務制度により、特別な扱いをしている地域もある。

#### \* 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律「容器包装リサイクル法」

(環境省 法律第 112 号)

家庭から出るごみの 6 割（重量比：2～3 割）を占める容器包装廃棄物について、リサイクル促進等によって廃棄物の減量化を図ると共に、資源の有効活用を図るために平成 7 年 6 月に制定され、平成 9 年 4 月から本格施行された法律。

(役割分担)

消費者：容器包装廃棄物の排出を抑制し、住んでいる地域のルールに沿って分別排出を行う。

事業者：事業において利用又は製造・輸入した容器包装の量「排出規制」を行なうと共に、その量に応じてリサイクルの義務を負う。

市町村：容器包装廃棄物の分別収集を行なう。

#### ■ CS customer satisfaction 顧客満足 (ASCII デジタル大辞泉より)

企業が提供する商品、サービスを消費者が満足を感じた時に購入するとの考え方による「顧客の満足」のことである。消費が高度化している社会においては、商品の品質や新機能は顧客の意向を考慮すべきであるとの考えから、市場調査、苦情や相談処理業務から消費者の要求水準を把握し、CS を戦略に取り込むことで、対象顧客や商品価値の差別化を売上げにつなげる策が重要になっている。

CS を数値化した顧客満足度を検証することで、次期商品開発にもつなげる企業では、対応する社内組織としてマーケティング開発室、CS 推進室、お客様相談室等が整備されている。

#### ■ BCP Business Continuity Plan 事業継続計画 (中小企業庁)

自然災害、大火災、テロ等の緊急事態が発生しても事業が続けられることを言う。危機管理意識を持ち、事業継続を確保する為の方針や手続きを示した計画を BCP という。

事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業継続の為の方法、手段等を取り決めておく計画のことです。こうした企業は、顧客の信用を維持し、市場関係者から高い評価をうけることとなり、株主にとって企業価値の維持向上につながることである。

## 2. SDGs 取組み 他 (3R 活用、外部認証)

事業者として、地球環境保全の為に持続可能な資源の有効活用や、地球温暖化対策としての温室効果ガスの抑制など世界標準（グローバルスタンダード）な活動が求められている。その取組みとして、SDGs や 3R、エコ活動等の実践策を記述され、該当する認証団体の証明があれば資料添付され審査の判断材料にする。

## ■ SDGs

2015年国連サミットで採択され、国連加盟193ヶ国が2016年から2030年の15年間で達成するための17の目標と、それらを達成する為の具体的な169ターゲットである。

- |                        |                            |
|------------------------|----------------------------|
| 1. 貧困をなくそう             | 日本のこども6~7人に1人が貧困といわれる      |
| 2. 飢餓をゼロに              | 持続可能な農業を推進する               |
| 3. 全ての人に健康と福祉を         | 福祉を推進する                    |
| 4. 質の高い教育をみんなに         | 生涯学習の機会を促進する               |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう       | 2018世界経済フォーラムで日本は110位の評価   |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に       |                            |
| 7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに |                            |
| 8. 働きがいも経済成長も          | ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の |

推進

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう   |                       |
| 10. 人や国の不平等をなくそう     |                       |
| 11. 住み続けられるまちづくりを    |                       |
| 12. つくる責任 つかう責任      | 持続可能な消費と生産のパターンを確保する  |
| 13. 気候変動に具体的な対策を     | その影響に対して、緊急対策を取る      |
| 14. 海の豊かさを守ろう        | 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全 |
| 15. 陸の豊かさを守ろう        | 砂漠化の対処他、生物多様性損失の阻止を図る |
| 16. 平和と公正を全ての人に      |                       |
| 17. パートナリシップで目標達成しよう |                       |

SDGs が世界で広がりを見せているのは、開発途上国だけではなく先進国も働きがいや経済成長までも踏まえたものであり、地球上に暮らし、生活するすべての人々が守り達成していくべきものである。我々は地球人！

## ■ 3R：リデュース、リユース、リサイクルについて（3R推進協議会）

- ・ リデュース Reduce は、製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生をすくなくすること。耐久性のある製品を提供や製品寿命延長の為のメンテナンス体制なども取組みのひとつ。



- ・ リユース Reuse は、使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること。その実現を可能とする製品の提供、修理、診断技術の開発、リマニュファクチャリングなども取組みのひとつである。
- ・ リサイクル Recycle は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。その実現を可能とする製品設計、使用済み製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組みのひとつである。

## ■外部認証団体

### \*エコマーク（公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局）

エコマークは、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「資源採取」、「製造生産」「流通」「使用消費」「リサイクル」「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルである。

このマークを活用して、消費者のみなさんが環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことによって、持続可能な社会形成をはかっていくことを目的としている。

エコマーク事業は公財）日本環境協会が1988年から運営し、国際標準化機構 I S O 14020（環境ラベル及び宣言、一般原則）及び I S O 14024（タイプ I 環境ラベル表示、原則及び手続）に則して認定されている。

エコマーク認定商品は多岐にわたり、文房具や制服、建築資材、土木用品等、そしてモノだけでなくサービスにおけるエコ認定のスーパーマーケットやカーシェアリング、ホテル等あらゆる生活シーンに密着した環境ラベルである。

### \* I S O（国際標準化機構・一般財団法人日本品質保証機構）

スイスにある1947年設立され世界160ヶ国以上が加盟する国際標準化機構である。

（International Organization for Standardizationの略）

主活動は世界中で同じ品質、同じレベルのものを提供できるように、統一標準化された I S O 規格を制定すること。制定や改訂は日本を含む参加国の投票によって決定される。標準化された I S O 規格で設計され、生産され、市場に流通する製品となる。

身近な例ではカードサイズ（I S O / I E C 7810）、非常口マーク（I S O 7010）、ネジ（I S O 68）等のモノ規格がある。

一方、製品そのものでなく組織の品質活動や環境活動を管理する為の仕組みとして、品質マネジメントシステム規格（I S O 9001）等がある。

例えば I S O 9000 とは、品質マネジメントシステム規格—基本及び用語と題する規格のことであり、I S O 9001 の要求次項を定めた規格の引用規格となっている。

規格内容は、供給者は製品品質を確かなものにするためには製品検査だけでは不十分となり、製品の品質規格だけではなく、製造工程、品質管理体制までも含めて、所要の品質を作り出し維持する為の品質システム構築を要求するものである。

また、ISO14001 はサステナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減及び環境への貢献を目指す 環境マネジメントシステム規格である。

#### **\*エコテックス認証（認証機関：一財 ニッセンケン品質評価センター）**

繊維の安全証明「エコテックス®認証」は、サステナブルへの意識の高いヨーロッパでは、自身のみならず、生産者や環境にとっても安心・安全な製品かどうかを見極めたの選択消費が常識となりつつある。日本国内でも企業のものづくりへの意識改革の広がりにより、安全性は当然のこと、企業の持続や発展面でも有益な選択となる。2000年スタートのエコテックス®認証スタンダード 100 は繊維製品の安心・安全な認証として広がり、人と地球に優しい消費が広がることを推進している。

#### **\*エコサート（ECOCERT JAPAN）**

エコサートは、フランスを本拠とする国際有機認証機関である。1991年設立以来、世界150ヶ国以上で農産物（有機JAS認証、GAP認証）をはじめ、加工食品、畜産物、コットン、そのほか化粧品等も含め有機認証を提供している。